

# バイオハザード対策用クラスⅡキャビネット 保守点検のご案内

## 感染症予防法によりクラスⅡキャビネット等の 点検・維持管理が義務化されています。

感染症予防法 第十一章 第四節 (施設の基準) 第五十六条の二十四

「特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者、三種病原体等所持者及び四種病原体等を所持する者は、その特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置、構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。」

との条文があり、この設備に該当する物として安全キャビネット(クラスⅡキャビネット)が上げられております。

更に維持管理として年1回以上及び定期的な点検・基準維持が規定されています。これには罰則規定もあり、第十四章 罰則として第七十五条 四号で「第五十六条の二十四の規定に違反した者は三百万円以下の罰金に処する」と規定されています。

	一種病原体等	二種病原体等	三種病原体等	四種病原体等
点検・基準維持	年1回以上	年1回以上	年1回以上	定期的

※病原体等は「病原体等の名称と疾患名称の対照表」参照してください。

注：上記罰則の適用については、特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者に限ります。

クラスⅡキャビネットは、病原体などを取り扱う作業で起こり得るバイオハザードから作業員や環境を守るための安全機器です。

キャビネットの性能を維持するためには、適切な時期に適切な方法で保守点検を行うことが必要です。



病原体等の名称と疾患名称の対照表

対象病原体等	病原体等の名称		参 考				
			疾患の名称	疾病分類	BSL		
一種病原体等	A	アレナウイルス属	ガナリトウイルス サビアウイルス チャバレウイルス フニンウイルス マチュボウイルス	南米出血熱	1	4	
		アレナウイルス属	ラッサウイルス	ラッサ熱	1	4	
		エボラウイルス属	アイボリーコーストエボラウイルス ザイルウイルス ブンディギョエボラウイルス スーダンエボラウイルス レステンエボラウイルス	エボラ出血熱	1	4	
		オルソボックスウイルス属	パリオウイルス(別名痘そうウイルス)	痘そう	1	4	
		ナイロウイルス属	クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス(別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス)	クリミア・コンゴ出血熱	1	4	
		マールブルグウイルス属	レイクビクトリアマールブルグウイルス	マールブルグ病	1	4	
	二種病原体等	B	エルシニア属	ペステリス(別名ペスト菌)	ペスト	1	3
		C	クロストリジウム属	ボツリヌム(別名ボツリヌス菌)	ボツリヌス症	4	2
B		コロナウイルス属	SARSコロナウイルス	重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルス)	2	3	
B		バシラス属	アントラシス(別名炭疽菌)	炭疽	4	3	
B		フランシセラ属	ツラレンシス(別名野兔病菌)(亜種ツラレンシス及びホルアークティカ)	野兔病	4	3	
C	ボツリヌス毒素		ボツリヌス症	4	2		
三種病原体等	D	アルファウイルス属	イースタンエクイエンセファリティスウイルス(別名東部ウマ脳炎ウイルス)	東部ウマ脳炎	4	3	
	D	アルファウイルス属	ウエスタンエクイエンセファリティスウイルス(別名西部ウマ脳炎ウイルス)	西部ウマ脳炎	4	3	
	D	アルファウイルス属	ベネズエラエクイエンセファリティスウイルス(別名ベネズエラウマ脳炎ウイルス)	ベネズエラウマ脳炎	4	3	
	E	オルソボックスウイルス属	モンキーボックスウイルス(別名サル痘ウイルス)	サル痘	4	2	
	D	コクシエラ属	バーネッティイ	Q熱	4	3	
	D	コクシディオイデス属	イミチス	コクシディオイデス症	4	3	
	D	シンプレックスウイルス属	Bウイルス	Bウイルス病	4	3	
	D	バークホルデリア属	シュードマレイ(別名類鼻疽菌)	類鼻疽	4	3	
	D	バークホルデリア属	マレイ(別名鼻疽菌)	鼻疽	4	3	
	D	ハンタウイルス属	アンデスウイルス	ハンタウイルス肺症候群	4	3	
			シンノンプレウイルス				
			ニューヨークウイルス				
			パヨウウイルス				
			ブラッククリークカナルウイルス				
	D	ハンタウイルス属	ソウルウイルス	腎症候性出血熱	4	3	
			ドブラバーベルグレドウイルス				
			ハンタンウイルス				
	D	ブーマラウイルス					
	D	フレボウイルス属	SFTSウイルス	重症熱性血小板減少症候群	4	3	
	D	フレボウイルス属	リフトバレーフィーバーウイルス(別名リフトバレー熱ウイルス)	リフトバレー熱	4	3	
	D	フラビウイルス属	オムスクヘモラジックフィーバーウイルス(別名オムスク出血熱ウイルス)	オムスク出血熱	4	3	
	D	フラビウイルス属	キャサナルフォレストディーズウイルス(別名キャサナル森林病ウイルス)	キャサナル森林病	4	3	
	D	フラビウイルス属	ティックボーンエンセファリティスウイルス(別名ダニ媒介脳炎ウイルス)	ダニ媒介脳炎	4	3	
	D	ブルセラ属	アホルタス(別名ウシ流産菌)	ブルセラ症	4	3	
			カニス(別名イヌ流産菌)				
			スイス(別名ブタ流産菌)				
			メリテンシス(別名マルタ熱菌)				
D	ヘニパウイルス属	ニパウイルス	ニパウイルス感染症	4	3		
D	ヘニパウイルス属	ヘンドラウイルス	ヘンドラウイルス感染症	4	3		
D	マイコバクテリウム属	ツベルクローシス(別名結核菌)(イソニコチン酸ヒドラジド及びリファンピシリンに対し耐性を有するもの(多剤耐性結核菌)に限る)	結核	2	3		
D	リケッチア属	ジャポニカ(別名日本紅斑熱リケッチア)	日本紅斑熱	4	3		
D	リケッチア属	ロフゼキイ(別名癩しんちフスリケッチア)	癩しんちフス	4	3		
D	リケッチア属	リケッチイ(別名ロッキー山紅斑熱リケッチア)	ロッキー山紅斑熱	4	3		
D	リッサウイルス属	レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)	狂犬病	4	3		
E	リッサウイルス属	レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)のうち固定毒株(弱毒株)	狂犬病	4	2		
四種病原体等	G	インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)	インフルエンザ	5	2	
	F	インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1又はH7N7のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)	鳥インフルエンザ	4 <sup>*1</sup>	3	
	G	インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1又はH7N7のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)のうち弱毒株	鳥インフルエンザ	4 <sup>*1</sup>	2	
	F	インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7N9のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)	鳥インフルエンザ	指 <sup>*2</sup>	3	
	F	インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(新型インフルエンザ等感染症の病原体)	新型インフルエンザ等感染症	新 <sup>*3</sup>	3	
	G	エシェリヒア属	コリー(別名大腸菌)(腸管出血性大腸菌に限る)	腸管出血性大腸菌感染症	3	2	
	G	エンテロウイルス属	ポリオウイルス	急性灰白髄炎	2	2	
	G	クラミドフィラ属	シッタシ(別名オウム病クラミジア)	オウム病	4	2	
	G	クリプトスポリジウム属	バルバム(遺伝子型がI型、II型のもの)	クリプトスポリジウム症	5	2	
	F	サルモネラ属	エンテリカ(血清亜型がタイフィのもの)	腸チフス	3	3	
	F	サルモネラ属	エンテリカ(血清亜型がパラタイフィAのもの)	バラチフス	3	3	
	G	シゲラ属(別名赤痢菌)	ソンネイ	細菌性赤痢	3	2	
			デイゼンテリエ				
			フレキシネリー				
	G	ボイデイ					
	G	ビブリオ属	コレラ(別名コレラ菌)(血清型がO1、O139のもの)	コレラ	3	2	
	F	フラビウイルス属	イエローフィーバーウイルス(別名黄熱ウイルス)	黄熱	4	3	
F	フラビウイルス属	ウエストナイルウイルス	ウエストナイル熱	4	3		
G	フラビウイルス属	デングウイルス	デング熱	4	2		
G	フラビウイルス属	ジャパニーズエンセファリティスウイルス(別名日本脳炎ウイルス)	日本脳炎	4	2		
F	マイコバクテリウム属	ツベルクローシス(別名結核菌)(多剤耐性結核菌を除く)	結核	2	3		
G	志賀毒素		細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等	3	2		

※1 別名等については「微生物学用語集 英和・和英」(南山堂)(日本細菌学会選定、日本細菌学会用語委員会編)を参考とした。  
 ※2 A~Gについては「施設的位置、構造及び設備の技術上の基準一覧」及び「病原体等の保管等の技術上の基準一覧」を参照。  
 ※1 鳥インフルエンザ(H5N1)に限り2類感染症 ※2 指定感染症 ※3 新型インフルエンザ感染症

施設の位置、構造及び設備の技術上の基準一覧（感染症予防法 第五十六条の二十四関係）

対象病原体等	一種病原体等	二種病原体等		三種病原体等		四種病原体等	
	A	B	C	D	E	F	G
管理区域（例）	実験室・前室・シャワー室・給排気・排水設備・監視室等	実験室・前室・保管庫・滅菌設備等	実験室・保管庫・滅菌設備等	実験室・前室・保管庫・滅菌設備等	実験室・保管庫・滅菌設備等	実験室・前室・保管庫・滅菌設備等	実験室・保管庫・滅菌設備等
実験室まで通行制限	○	—	—	—	—	—	—
実験室内							
壁・床・天井等の耐水・気密・消毒	○	—	—	—	—	—	—
壁・床等の消毒	—	○	○	○	○	○	○
警報装置	○	○	—	○	—	○	—
窓等措置	○	○	—	○	—	○	—
監視カメラ	○	—	—	—	—	—	—
安全キャビネット	○	○	—	○	—	○	—
給気設備							
HEPA	○	—	—	—	—	—	—
稼動確認装置	○	—	—	—	—	—	—
排気設備							
HEPA	○	○	—	○	—	○	—
再循環防止措置	○	—	—	—	—	—	—
差圧管理	○	○	—	○	—	○	—
稼動確認装置	○	○	—	○	—	○	—
点検・基準維持	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	定期的	定期的

\* 「病原体等の名称と疾患名称の対照表」「施設の位置、構造及び設備の技術上の基準一覧」は厚生労働省のホームページから引用しています。